瑞宝小綬章を授ける
秋澤　郁男　今関　弘幸
河野　一郎　阪谷　鍵治
前田　清則　三世　武彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上六月三日）
藤枝　榮　松本　正
瑞宝小綬章を授ける
大久保朝廣　上妻　寅夫
（徳島県警視）　高原　啓二
土屋　禎一　細川　幸次
松井　照正　室橋　保
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月四日）
末藤　三朗
瑞宝単光章を授ける（六月六日）
鈴木　三男
瑞宝単光章を授ける（六月七日）
冨永　重芳

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

小笠原範之　大島　正道
細見　房雄　田中　徳喜　佐藤　武
野崎　嘉男　福瀧　秀志　奥山　てふ
湯浅ふさ子　村山　美子　藤本理恵子
田邊　惠三　相馬　〃ネ　小堀　雄久
西　フサ子　大堀　澄子　加藤　武久

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐藤　勲　大平　正昭　原　浩一郎
桑原　定男　山口　君江

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

髙木　郁太　福原　常吉
石阪　春生　志村　武久　飯塚　光次
長岡今朝吉　齋藤　法明

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

茂木　國子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

菱中建設株式会社
旭東化学産業株式会社
慰宗寺
株式会社三井住友銀行
大和証券株式会社
北越製紙株式会社
アライアンスパートナーズ株式会社
セイコーエプソン株式会社
クレイシ工業株式会社
オーエスジー株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故根本静江遺族　根本　直
故隅野ヤス子遺族　髙田ツヤ子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故大野良久遺族　大野　裕史

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十一年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故熊野ウタ子遺族　熊野　克幸

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

三口　千春

紺綬褒章並びに賞杯の授与を取り消す（六月二十七日）

皇室事項

認証官任命式

七月二日午後二時四十分、宮中において、国務大臣林幹雄及び同林芳正の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、七月三日ベラルーシ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の12第2項の規定に基づく登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第17条の12第2項の規定に基づき、下記のとおり登録認定機関に対し処分を行ったので、法第17条の12第6項の規定に基づき、公示する。

平成21年7月6日

農林水産大臣　石破　茂

記

1　処分をした年月日　平成21年7月3日
2　被処分者の名称及び住所　登録認定機関特定非営利活動法人有機農業推進協会　東京都豊島区南大塚2丁目14番12号
3　処分の内容及び期間　法第17条の12第2項の規定に基づく認定に関する業務の一部（法第14条第2項に規定する認定のうち新規の認定に関する業務）の停止命令　平成21年7月3日から平成21年9月30日までの90日間
4　処分の原因となった事実　当該登録認定機関は、事業者に対する新規認定に係る調査又は認定の維持に係る調査において、有機認定ほ場に有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）で使用が認められている肥料及び生産資材であることを証明できない資材が施用され、事業者が有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）に適合していることが確認できていないにもかかわらず、認定事業者（3事業者）に対して認定及び認定の維持を行っていたこと。

この行為は、法第17条の5第2項の規定に違反し、法第17条の12第2項に掲げる事由に該当する。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する林廣志の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年7月6日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成21年7月15日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園1―5―32　労働委員会会館8階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。